

TAKAMORI

高森町 第7次振興総合計画
なりたいあなたに会えるまち
● 日本一のしあわせタウン高森 ●



2020 ◯ 2029

 長野県 高森町

高森町第7次振興総合計画改訂版(2025年3月)

【 第2編 基本計画 】

- 目次 -

第1編 第7次振興総合計画改訂版 基本構想

第1章 総合計画改定版の策定について	...	1
1 改訂版策定の趣旨		
2 改訂の概要		
3 第7次振興総合計画の位置づけ		
4 計画の期間		
第2章 第6次振興総合計画・総合戦略の振り返り	...	2
1 第6次振興総合計画の概要		
2 第6次振興総合計画・総合戦略の進捗管理		
3 第6次振興総合計画の課題		
4 次期振興総合計画に向けて		
第3章 第7次振興総合計画 前期期間の振り返り	...	3
1 人口の考察		
2 将来像の達成度		
3 基本計画の評価		
4 総合戦略の評価		
5 評価結果の改訂版への反映		
第4章 高森町の人口	...	9
1 人口の現状と推計		
2 人口移動の把握		
3 社会増減数・自然増減数の推移		
第5章 社会環境の変化	...	13
1 社会全体の変化		
2 高森町を取り巻く社会変化		
第6章 町民が期待する高森町の将来像	...	15
第7章 2029年(令和11年)の高森町の将来像	...	15
第8章 将来人口目標	...	16
第9章 将来像の実現	...	17
1 将来像を実現するために		
2 計画の進行管理		
3 振興総合計画と個別計画との関連性について		
4 振興総合計画とSDGsとの関連性について		

第2編 第7次振興総合計画改訂版 基本計画

第1章 改訂版基本計画の位置づけ	...	23
1 改訂版基本計画の分野と施策		
2 改訂版基本計画の施策の説明		
3 改訂版基本計画の進行管理と評価		
第2章 改訂版基本計画 施策マネージメントシート		
A1 「みんなキラキラ」子どもは町の主人公	...	26
A2 「知るって楽しい」生きるって学ぶこと	...	27
B1 「こどもはたから」みんなで育てる地域の子	...	28
C1 「足元に魅力が」ホントはここにみんなある	...	29
C2 「いいなを実現」理想のまちを自分たちで	...	30
C3 「この風景を残したい」良好な地域のデザイン	...	31
D1 「ここもからだもいつまでも健康に」健康宣言	...	32
E1 「やるのも見るのも」スポーツ・文化芸術活動を楽しむ	...	33
F1 「人と人との支えあい」福祉の力	...	34
G1 「おいしい高森！」よろこび育む農業	...	35
G2 「続く営み、働く喜び」みんなが働きやすい町へ	...	36
H1 「今より優しい生活」未来へつなぐ自然環境	...	37
H2 「緑はいのちの源」森と林のメンテナンス	...	38
I1 「いつも備えて」災害に強いまちづくり	...	39
I2 「蛇口からの安心」いつまでも水道水の安全・安定供給	...	40
I3 「循環するきれいな水と衛生的な暮らし」持続可能な下水道事業運営	...	41
I4 「安全・便利で心地よい」いつも快適住環境	...	42
I5 「わたしが守る、みんなで守る」安全で安心して暮らせるまち	...	43
J1 「あなたに届く あなたから届く」情報発信	...	44
J2 「充実した暮らしのために」健全で安定した財政運営	...	45
J3 「町民の夢や希望を支え、後押しする」持続可能な役場組織	...	46

第3編 日本一のしあわせタウン総合戦略

第1章 日本一のしあわせタウン総合戦略の位置づけ	…	47
1 はじめに		
2 総合戦略の位置づけ		
3 高森町の地方創生		
第2章 高森町の人口目標	…	48
1 人口の考察	…	48
2 人口の現状と推計	…	49
3 人口移動の把握	…	50
4 社会増減数・自然増減数の推移	…	51
5 将来人口目標	…	52
第3章 基本目標と基本目標達成に向けた施策展開	…	53
政策 ア「やりがいのある仕事」ができるまちへ	…	54
政策 イ しあわせタウン高森町においてなんしょ！	…	57
政策 ウ 結婚・出産・子育ての「安心」は高森町にあるに！	…	58
政策 エ 魅力があり、安心して暮らせるまちへ！	…	62
横断的目標① DXが創る 新しいまち 新しい未来	…	70
横断的目標② ここは、なりたい「あなた」に会えるまち	…	71

第2編 第7次振興総合計画改訂版 基本計画

第1章 改訂版基本計画の位置づけ

基本構想に掲げる将来像及び人口目標を達成するため、まちづくりの各分野における目標と方針を定めたものが基本計画です。基本構想の改訂に合わせ、前期期間の取り組みを評価し、現状を踏まえた改善を行い、改訂しました。

1 改訂版基本計画の分野と施策

改訂版の基本計画は、まちづくりの10の分野、21施策で構成されています。

分野	施策 No.	施策名	目的(対象・意図)
A 主体的な学びの実現	1	「みんなキラキラ」子どもは町の主人公	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園児 屋外での遊びや運動を中心に様々な体験を深め、自然とふれあう中で、意欲、自立心、感性など根っこの力を育む ○小学生 「将来の夢を描く」ための基本的能力を獲得するとともに、主体性や問題解決力を身につけるようにする ○中学生 探究的な学びを通じ、自己課題を設定し、主体的に判断・解決する力を育み、「将来の夢」が描けるようにする
	2	「知るって楽しい」生きるって学ぶこと	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 学びを通じて、豊かで充実した人生を送る ○町民 地域とかかわり、地域の原動力や活力となる人材となる
B 子育てしやすい環境の実現	1	「こどもはたから」みんなで育てる地域の子	<ul style="list-style-type: none"> ○こども 社会性を持ち、たくましく育つことができる ○保護者 責任感を持って子育てをする ○地域 子どもの成長を応援する
C 魅力発信と地域づくりの実現	1	「足元に魅力が」ホントはここにみんなある	<ul style="list-style-type: none"> ○高森町以外に住んでいる人 高森町を知り、高森町に魅力を感じ、訪れる ○町民 観光を起点に新しいつながりができる
	2	「いいなを実現」理想のまちを自分たちで	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 まちに関心を持ち、地域をよくしようと考え、取り組みをしている ○自治組織 地域の課題に気付き、解決に向けて取り組みをしている
	3	「この風景を残したい」良好な地域のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ○町の景観 良好な状態に保全されている ○町内の土地 地域の特色を生かして利用されている
D 健康の実現	1	「こころもからだもいつまでも健康に」健康宣言	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 ひとり一人が自らの健康について主体的に考え、行動することができる
E 多様なスポーツ・文化芸術活動の実践	1	「やるのも見るのも」スポーツ・文化芸術活動を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども 日常的にスポーツや文化芸術活動に取り組む ○大人 ライフスタイルや年齢、体力、興味に応じて、スポーツや文化芸術活動に取り組む、楽しむ、親しむ ○町民 スポーツや文化芸術を、みる、応援する、支えることを通じて生きがいを感じる
F 福祉の実現	1	「人と人との支えあい」福祉の力	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 誰もが互いに尊重し、それぞれの価値観や特性、多様なあり方を受容し、理解し合える ○町民 社会とのつながりを持ち、住み慣れた地域で生活することができる ○地域 誰一人取り残されることのない、共生社会が実現される

分野	施策 No.	施策名	目的(対象・意図)
G 経済的自立の実現	1	「おいしい高森！」よろこび育む農業	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の担い手 所得目標を達成する経営体となる ○子ども 職業としての農業に魅力を感じることができる ○農地 耕作されている、耕作できる状態にある
	2	「続く営み、働く喜び」みんなが働きやすい町へ	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者 雇用を確保し、安定して事業を継続できる ○労働者 安心して働き続けながら、自分の夢を描きキャリアに関して自己実現できる ○就職・起業希望者 この地域でやりたい職業の選択肢がある
H 持続可能な環境の実現	1	「今より優しい生活」未来へつなぐ自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○町民・事業者 ゼロカーボンへの関心を持ち、取り組みをする ○町民 ごみに関心を持ち、排出を減らす ○町民 環境分野に関心を持つ
	2	「緑はいのちの源」森と林のメンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ○町内森林 高森町森林整備計画に基づき伐採、維持管理されている ○段丘林 防災減災、景観、環境面などから適切に伐採、植林、維持管理されている ○山林所有者 所有森林を放置することなく適切に維持管理する
I 安全・安心の実現	1	「いつも備えて」災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 自然災害や火災から自分と家族を守る(自助) ○地域 自然災害や火災から地域住民を守る(共助) ○町 自然災害や火災に備える(公助)
	2	「蛇口からの安心いつまでも」水道水の安全・安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設 適正に維持管理され、計画的に修繕・更新を行い、安定した給水環境が整う ○水道使用者 安心・安全な水がいつでも使える ○水道事業 適切な費用負担と効率的な運営が確保される
	3	「循環するきれいな水と衛生的な暮らし」持続可能な下水道事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境 汚水が適切に処理され、衛生的に保たれる ○下水道施設 効率よく長く使えるようになる ○下水道事業 健全で持続可能な形で実施される
	4	「安全・便利で心地よい」いつも快適な適住環境	<ul style="list-style-type: none"> ○町内の道路・水路・公園の利用者 便利で安全に利用できる ○道路・水路・公園 計画等に基づき、着実な事業進捗が図られている
	5	「わたしが守る、みんなで守る」安全で安心して暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 交通事故が少なく治安も保たれ、安全な環境で安心して暮らせる ○町民主体の防犯・交通安全団体 町や警察等と協力して、町内の交通安全や防犯に対する意識を高めつつ、持続可能な体制維持・組織運営を実現している ○町 地域の協力を得て交通安全及び防犯に寄与する施設を整備・維持管理する
J 自立する行財政の実現	1	「あなたに届く あなたから届く」情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 いつでも町へ想いを届けることができる ○町民 必要な町の情報を知ることができる
	2	「充実した暮らしのために」健全で安定した財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○町の財政 計画的・効率的に運営される ○町有財産 計画的に維持管理され、更新される
	3	「町民の夢や希望を支え、後押しする」持続可能な役場組織	<ul style="list-style-type: none"> ○職員 全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行する ○職員数 適正な水準を保つ ○職員 組織に愛着を持ち、主体的に業務に取り組む

2 改訂版基本計画の施策の説明

分野	A:主体的な学びの実現						
施策	1 「みんなキラキラ」子どもは町の主人公						
概要	保育園・小学校での取り組みを通じて「なりたい自分を見つけることができる」「なりたい自分へ挑戦する」ための基礎的・基本的な力を身につけることを目指します。						
関係計画①	名称	高森町教育大綱	期間	R2~R11			
	目的	地域社会全体で教育の質を向上させ、子どもたちの健やかな成長を支援する。					
関係計画②	概要	町の教育方針を示し、地域社会と連携しながら子どもたちの健全な成長を支える環境づくりを目指す。					
	名称	子ども・子育て支援事業計画	期間	R7~R11			
関係計画③	目的	子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進する。					
	概要	子育て家庭が多様な問題に対応し、よりよい子育て環境を提供するために、地域資源を最大限に活用し、行政、学校、地域社会が一体となる支援体制を強化する。					
関係計画④	名称	高森町子ども読書活動推進計画	期間	R4~R8			
	目的	子どもたちの読書習慣を育成し、豊かな心を育むこと。					
概要	子どもたちに読書の楽しさを伝え、豊かな読書環境を整備することを目的とした取り組み。						
担当課	教育委員会事務局	関係課	産業課				
1. 施策の目的(R11年度末)							
施策の対象(誰、何が)		意図(どのようになる)					
(1)	保育園児	屋外での遊びや運動を中心に様々な体験を深め、自然とふれあう中で、意欲、自立心、感性など根っここの力を育む					
(2)	小学生	「将来の夢を描く」ための基本的能力を獲得するとともに、主体性や問題解決力を身につけるようにする					
(3)	中学生	探究的な学びを通じ、自己課題を設定し、主体的に判断・解決する力を育み、「将来の夢」が描けるようにする					
2. 目標							
指標		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価		点	100	100	100	100	100
3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針							
計画期間の基本方針							
①	全ての児童・生徒に向けた「多様な学びの場」や「人との関わりの機会」を提供し、社会とのつながりの中で自分らしく生きる力を育みます。						
②	保小中でキャリア教育の視点を取り入れた「地域人材教育」を充実させ、社会や仕事に対する理解を広げ、進路を選択する力を育みます。						
③	子どもたちが情報技術や図書館を効果的に活用し、ICTや本を使って、論理的思考力を伸ばすとともに、協働的な学びを通じて表現力や対話力を身につけるようにします。						
④	学校と地域が一体となって協働し子どもを支えていくコミュニティ・スクールの拡充をします。						
4. 施策目的達成のための主な事務事業							
ア	ICT教育推進事業	エ	子ども読書支援センター運営事業				
イ	「自分らしい学び」応援事業	オ	小中学校教育活動運営事業				
ウ	地域人材教育推進事業	カ	各保育園保育実施事業				

この施策が属する分野、施策の名称、施策の概要です。

施策の推進に関する行政計画等です。

第7次振興総合計画の最終年(令和11年度)にこの施策が目指す目的です。対象と意図で構成されています。

施策を評価する目標値です。後期期間は、目的達成のための主な事務事業の評価結果で施策の達成度を測ります。

この施策の後期期間の基本方針です。この方針に基づき、施策に関連する事務事業において具体的な取り組みを進めていきます。

この施策の目的達成に特に寄与する主な事務事業です。

3 改訂版基本計画の進行管理と評価

後期期間は、まちづくりのための住民の活動や行政の取り組み一つ一つが、将来像達成のための重要な手段であることを明確化するため、施策を中心とした進行管理や評価から、具体的な取り組みである事務事業の進行管理と評価の手法に変更します。

これにより、住民、事業者、行政などまちづくりに関わる全ての方々が、将来像達成のための担い手であることを意識し、行動することにも期待しています。

第2章 改訂版基本計画 施策マネジメントシート

分野	A:主体的な学びの実現		
施策	1「みんなキラキラ」子どもは町の主人公		
概要	保育園・小学校での取り組みを通じて「なりたい自分を見つけることができる」「なりたい自分へ挑戦する」ための基礎的・基本的な力を身につけることを目指します。		
関係計画 ①	名称	高森町教育大綱	期間 R2~R11
	目的	地域社会全体で教育の質を向上させ、子どもたちの健やかな成長を支援する。	
	概要	町の教育方針を示し、地域社会と連携しながら子どもたちの健全な成長を支える環境づくりを目指す。	
関係計画 ②	名称	子ども・子育て支援事業計画	期間 R7~R11
	目的	子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進する。	
	概要	子育て家庭が多様な問題に対応し、よりよい子育て環境を提供するために、地域資源を最大限に活用し、行政、学校、地域社会が一体となる支援体制を強化する。	
関係計画 ③	名称	高森町こども読書活動推進計画	期間 R4~R8
	目的	子どもたちの読書習慣を育成し、豊かな心を育むこと。	
	概要	子どもたちに読書の楽しさを伝え、豊かな読書環境を整備することを目的とした取り組み。	
担当課	教育委員会事務局	関係課	産業課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 保育園児	屋外での遊びや運動を中心に様々な体験を深め、自然とふれあう中で、意欲、自立心、感性など根っこ力を育む
(2) 小学生	「将来の夢を描く」ための基本的能力を獲得するとともに、主体性や問題解決力を身につけるようにする
(3) 中学生	探究的な学びを通じ、自己課題を設定し、主体的に判断・解決する力を育み、「将来の夢」が描けるようにする

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	全ての児童・生徒に向けた「多様な学びの場」や「人との関わりの機会」を提供し、社会とのつながりの中で自分らしく生きる力を育みます。
②	保小中でキャリア教育の視点を取り入れた「地域人材教育」を充実させ、社会や仕事に対する理解を広げ、進路を選択する力を育みます。
③	子どもたちが情報技術や図書館を効果的に活用し、ICTや本を使って、論理的思考力を伸ばすとともに、協働的な学びを通じて表現力や対話力を身につけるようにします。
④	学校と地域が一体となって協働し子どもを支えていくコミュニティ・スクールの拡充をします。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	ICT教育推進事業	エ	子ども読書支援センター運営事業
イ	「自分らしい学び」応援事業	オ	小中学校教育活動運営事業
ウ	地域人材教育推進事業	カ	各保育園保育実施事業

分野	A:主体的な学びの実現		
施策	2「知るって楽しい」生きるって学ぶこと		
概要	町民が生涯にわたって多様な学びを深め、地域活動に活かすことのできる学習機会の構築、自発的で主体的な活動に取り組むことができる環境づくりと活動支援を行う。		
関係計画 ①	名称	高森町教育大綱	期間 R2~R11
	目的	地域社会全体で教育の質を向上させ、子どもたちの健やかな成長を支援する。	
	概要	あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する。	
関係計画 ②	名称	公民館運営方針	期間 単年度
	目的	当該年度の公民館の目標を定める。	
関係計画 ③	名称	高森町こども読書活動推進計画	期間 R4~R8
	目的	子どもたちの読書習慣を育成し、豊かな心を育むこと。	
	概要	子どもたちに読書の楽しさを伝え、豊かな読書環境を整備することを目的とした取り組み。	
担当課	教育委員会事務局	関係課	全課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町民	学びを通じて、豊かで充実した人生を送る
(2) 町民	地域とかわり、地域の原動力や活力となる人材となる
(3)	

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	生涯を通じて学びが深まるよう、町民が主体的な学習を行うきっかけづくりを行う。多様な需要を踏まえた講演会等の開催や他課が主催する講演会等の情報提供を行う。また図書館は情報の拠点として、地域の学習活動や課題解決を支え、資料・情報の提供を行う。
②	主体的に学ぶ学習グループへの場所貸し・広報面での支援・公民館教室立ち上げ支援等を通じて、町民主体の学習活動の支援・奨励を行う。
③	文化財・伝統芸能など「町民が高森町の歴史や文化に触れることのできる機会」を提供し、町民が地域を知り・学ぶことを通じて地域との関係を深め、学びや郷土への想いを地域活動に反映させることを目指す。
④	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	公民館運営事業	エ	文化財事業(資料館含む)
イ	高森町コミュニティ・スクール運営事業	オ	平和普及啓発事業
ウ	図書館事業	カ	

分野	B:子育てしやすい環境の実現		
施策	1「こどもはたから」みんなで育てる地域の子		
概要	保護者が責任感を持って子育てをし、子どもが社会性を持ちたくましく成長し自立した社会人と育っていくための基盤となる家庭が安心して過ごせる居場所となるよう、地域の中で子どもの成長を応援できる環境を目指します。		
関係計画 ①	名称	子ども・子育て支援事業計画	期間 R7～R11
	目的	子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進する。	
	概要	子育て家庭が多様な問題に対応し、よりよい子育て環境を提供するために、地域資源を最大限に活用し、行政、学校、地域社会が一体となる支援体制を強化する。	
関係計画 ②	名称	高森町教育大綱	期間 R2～R11
	目的	地域社会全体で教育の質を向上させ、子どもたちの健やかな成長を支援する。	
	概要	町の教育方針を示し、地域社会と連携しながら子どもたちの健全な成長を支える環境づくりを目指す。	
関係計画 ③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	教育委員会	関係課	健康福祉課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) こども	社会性を持ち、たくましく育つことができる
(2) 保護者	責任を持って子育てをする
(3) 地域	子どもの成長を応援する

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	保護者が責任感を持って子育てをし、子どもが社会性を持ちたくましく成長し自立した社会人と育っていくための基盤となる家庭が安心して過ごせる居場所となるよう、相談体制の拡充、周知、情報発信を行います。
②	あったかてらす、保育園、学校などの拠点を通して、保育や相談、子育ての輪をつくり、地域の中での子育てを推進します。ニーズに対応した、学童クラブ・保育園の環境充実、保育内容の充実等を図ります。
③	支援が必要な家庭への早期発見、対応ができるよう、相談・支援体制を強化し、不安の軽減・虐待発生予防を推進します。
④	子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、成長に合わせた健診・相談を行います。安心して妊娠、出産、育児ができる体制づくりをさらに進め、保護者が子育てに前向きに向き合える環境をつくります。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	子ども・子育て支援事業計画推進事業	エ	子ども・家庭包括支援事業
イ	あったかてらす運営事業	オ	
ウ	各保育園保育実施事業	カ	

分野	C:魅力発信と地域づくりの実現		
施策	1「足元に魅力が」ホントはここにみんなある		
概要	観光を中心に高森町に魅力を感じ訪れる人を増やすため、町民・企業・周辺地域との連携しながら町外向けの観光・タウンプロモーションに取り組みます。		
関係計画 ①	名称		期間
	目的		
	概要		
関係計画 ②	名称		期間
	目的		
	概要		
関係計画 ③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	産業課	関係課	

1. 施策の目的(R11年度末)

	施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1)	高森町以外に住んでいる人	高森町を知り、高森町に魅力を感じ、訪れる
(2)	町民	観光を起点に新しいつながりができる
(3)		

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	友好都市・首都圏等でのイベント参加を契機に始まる住民同士の交流から深まる交流人口、関係人口づくりを促進します。
②	高森町の魅力や可能性を町外に伝え広げるために、双方向の情報受発信に有効なSNS 活用を更に進めます。
③	南信州観光公社等飯田下伊那地域全体での観光誘客について連携して取り組みます。
④	果物狩り観光農園について、観光協会を中心に営農支援センターと協力しながら引き続き取り組みます。
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	観光振興事業	エ	
イ		オ	
ウ		カ	

分野	C:魅力発信と地域づくりの実現		
施策	2「いいなを実現」理想のまちを自分たちで		
概要	「なりたいあなたに会えるまち」となるためには、自分たちの地域を自分たちでよくしていく必要があります。この施策は、町民が地域に関心を持ち、地域をよくしようと考え、実際に提案や行動することを目指します。		
関係計画 ①	名称	各地区の地区計画	期間 毎年度
	目的	各地区の現状や特徴、課題を踏まえた上で、必要な取り組みを計画し、より住みよい地域にする。	
	概要	各地区における自治組織のあり方や加入促進等のソフト面での活動計画や、道路や水路、集会施設等のハード面での施設計画を記載。	
関係計画 ②	名称		期間
	目的		
	概要		
関係計画 ③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	総務課	関係課	全課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町民	まちに関心を持ち、地域をよくしようと考え、取り組みをしている
(2) 自治組織	地域の課題に気づき、解決に向けて取り組みをしている
(3)	

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	町民が地域をよくするためにまちづくりに参加し、活動することを目指します。
②	地域のコミュニティが維持され、地域課題の解決や、地域が元気になるための取り組みをすることを目指します。
③	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	地域人材育成事業	エ	まちづくり懇談会開催事業
イ	コミュニティ組織育成支援事業	オ	
ウ	自治組織運営支援事業	カ	

分野	C:魅力発信と地域づくりの実現		
施策	3 「いつまでも残したいこの風景」良好な地域のデザイン		
概要	リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通などにより、町内の土地利用に大きな変化が予想される中、豊かな自然と歴史に育まれた良好な景観を保全し、地域の特色を生かした土地利用の形成に取り組みます。		
関係計画 ①	名称	高森町土地利用計画	期間 H28～R9
	目的	町の将来像の実現を土地利用の側面から支援し、秩序ある発展と土地の有効活用を図るために策定	
	概要	高森町の土地の利用に関し、基本的な指針(方向性)となるもの	
関係計画 ②	名称	高森町景観計画	期間 H30～
	目的	豊かな自然と歴史に育まれた良好な景観を保全・育成するために策定	
	概要	景観法に基づいて定める、良好な景観形成に取り組むための計画	
関係計画 ③	名称	山吹下河原未来ビジョン	期間 R6～
	目的	土地利用に大きな変化が予想される山吹下河原地域について、当該地域の位置づけ及び望ましい土地利用の方向性を明確にし、誘導するために策定	
	概要	山吹下河原地域の今後の土地利用の方向を住民共通の目指すべき姿として示すもの	
関係計画 ④	名称	天竜川かわまちづくり計画	期間 R2～R11
	目的	地域資源である天竜川とその河川空間や景観を、地域活性化や観光振興へ生かすために作成	
	概要	地域資源である天竜川を活用し、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、地域の賑わい創出を目指す取組。さらに、国土交通省と連携し、河川防災ステーションの機能を有したかわまちづくりの賑わい拠点として期待されるMIZBEステーションの整備を行う。	
担当課	建設課	関係課	総務課・産業課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町の景観	良好な状態に保全されている
(2) 町内の土地	地域の特色を生かして利用されている
(3)	

2. 目標

施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	地域の特色を生かした土地利用等が行われるよう補助事業等を活用した整備を推進します。
②	土地利用計画、景観計画に基づく良好な景観の保全、土地利用の形成が図られるよう適切な指導に努めます。
③	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	土地利用・景観対策事業	エ	天竜川かわまちづくり事業
イ	都市計画運営事業	オ	MIZBEステーション整備事業
ウ	山吹下河原土地利用計画策定事業	カ	

分野	D:健康の実現		
施策	1「こころもからだもいつまでも健康に」健康宣言		
概要	町民が自らの健康について主体的に考え、健康づくりを実践し、心身ともに健康な生活を送れるよう、情報提供、啓発活動、環境づくりに取り組み、行動変容を促進します。		
関係計画 ①	名称	第2次健康増進計画(策定中)	期間 R7~R17
	目的	町民の健康意識を醸成し、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指す。	
	概要	各種データを分析し、現在及び将来的に予測される健康課題を明確化し、健康増進のための対策を示したものの。	
関係計画 ②	名称	データヘルス計画	期間 R6~R11
	目的	生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組み、国保加入者の健康保持増進を図ることで、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化を目指す。	
	概要	特定健診の結果やレセプト、介護保険等のデータ分析を行い、優先的に取り組むべき健康課題を抽出し、効果・効率的な保健事業を実施するためのもの。	
関係計画 ③	名称	第4次食育推進計画(策定中)	期間 R7~R11
	目的	町民一人ひとりが食を通じた健康づくりに対する知識を学び実践できる力を育み、自らの健康を守り豊かな人生を送り、さらには、地元農畜産物などへの理解を深めながら地産地消の推進を図る	
	概要	食をめぐる現状や課題を踏まえつつ、食育を総合的かつ計画的に推進していくための活動計画を示したものの。	
担当課	健康福祉課	関係課	

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)		意図(どのようになる)
(1)	町民	ひとり一人が自らの健康について主体的に考え、行動することができる
(2)		
(3)		

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	一人ひとりが自らの健康状態に目を向け、健康づくりを実践・行動できる力を養い、心身ともに健康な生活を送れるよう、健康課題の解決に取り組める機会、情報発信を行います。
②	働き盛り世代が心身ともに健康な状態を保ち、健康づくりを実践できるよう、生活習慣病予防やメンタルヘルス支援の取り組みを推進します。
③	全ての町民が必要な健診・検診を受診できる環境を整え、健診・検診結果を基に健康に意識と関心を高める取り組みを充実させます。
④	「食」に関する知識を養い、適切な選択力を身につけ、健康的な食習慣を身につけるため、食育に関する計画に基づく取り組みを推進します。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	たかもりACEプロジェクト事業	工	【特会 国保】国保被保険者の特定健康診査等事業
イ	総合健診事業	オ	【特会 介護】介護予防普及啓発事業
ウ	心の健康づくり事業	カ	

分野	E:多様なスポーツ・文化芸術活動の実践		
施策	1「やるのを見るの」スポーツ・文化芸術活動を楽しむ		
概要	町民が望むスポーツ・文化芸術活動(やる、見る、応援する、支える)を体験・実践できる場所・機会が整っており、町民がスポーツ・文化芸術活動を通して「生きがい」を実感することができる。町では特に、子どものスポーツ・文化芸術活動の実践を重点的に推進し、他者との協調・協同・自己表現の機会を通じて、健全な心と体を養うことを目指す。		
関係計画 ①	名称	第3次長野県スポーツ推進計画	期間 R5~R9
	目的	スポーツの持つ力や価値を活用し更に高めることにより、一人ひとりの生活や心がより豊かになるといった「ウェルビーイング」の実現	
	概要	スポーツ機会の充実、多面的活用、選手の育成	
関係計画 ②	名称	第2次長野県文化芸術振興計画	期間 R5~R9
	目的	文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つなげる、信州のゆたかな未来	
	概要	住民主体・地域主体の文化芸術活動の推進、文化芸術が持つ表現力・創造力の「学び」への展開、文化芸術を生かした多様性の理解促進	
関係計画 ③	名称	長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針	期間 R6~R8
	目的	中学生期の子どもにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築する	
	概要	適切な運営、合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、適切な休養日と活動時間、生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備、地域との連携等	
担当課	教育委員会事務局	関係課	産業課・健康福祉課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 子ども (園児・児童・生徒・高校生)	日常的にスポーツや文化芸術活動に取り組む (好きな、やりたいスポーツ・文化芸術活動に出会う)
(2) 大人	ライフスタイルや年齢、体力、興味に応じて、スポーツや文化芸術活動に取り組む、楽しむ、親しむ
(3) 町民	スポーツや文化芸術を、みる、応援する、支えることを通じて生きがいを感じる

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	学校部活動の地域クラブ移行を通じて、子どもたちが積極的にスポーツ・文化芸術活動に取り組むことのできる環境を整備する。適切な指導者の確保・育成など、地域全体で子どものスポーツ・文化芸術活動を支える仕組みを確立する。
②	住民と共同で町内のスポーツ・文化芸術団体の体系を整理し、子どもからシニアまでのスポーツ・文化芸術活動の振興・環境整備等を持続可能な形で担う新たな協会組織を設立する。
③	一流のスポーツ・文化芸術をみて、触れることのできる環境や機会を拡充することで、多様な人材交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する。
④	R10年度の国民スポーツ大会開催を契機に、かわまちエリアでのスポーツを通じた賑わいを創出する。大会開催時には、運営に多くの住民、事業者が関わるよう連携する。
⑤	各種スポーツ・文化芸術イベントの開催や施設運営等に、民間企業・プロスポーツクラブ、高等教育機関等とも積極的に連携を図る。スポーツ・文化芸術の持つ可能性をまちづくりに最大限に生かすため、「スポーツ・文化コミッション」(仮称)を確立する。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	青少年校外スポーツ活動支援事業	エ	国民スポーツ大会開催事業
イ	やるのを見るのスポーツ事業	オ	体育協会活動支援事業
ウ	スポーツ・文化支援事業	カ	

分野	F:福祉の実現		
施策	1「人と人との支えあい」福祉の力		
概要	町民誰も互いを尊重して理解し合い、支え合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。		
関係計画 ①	名称	高齢者福祉・介護保険事業計画	期間 R6～R8
	目的	地域包括ケアシステムの推進	
	概要	将来の人口と介護サービス量推計。地域包括ケアシステムの推進に向けて重点的に取り組むこと。	
関係計画 ②	名称	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	期間 R6～R8
	目的	「障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重される」障がい者総合支援法の理念の実現。	
	概要	障がい福祉サービス等の数値目標の設定及び各年度のサービス需要	
関係計画 ③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	健康福祉課	関係課	教育委員会事務局

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町民	誰もが互いに尊重し、それぞれの価値観や特性、多様なあり方を受容し、理解し合える
(2) 町民	社会とのつながりを持ち、住み慣れた地域で生活することができる
(3) 地域	誰一人取り残されることのない、共生社会が実現される

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	一人ひとりが互いの存在や価値を認め・認められ、誰一人として取り残さない共生社会の実現を目指します。
②	子どもから高齢者まで、個人や世帯が抱える多様な課題に対し、包括的に対応する支援体制を構築していきます。
③	町民を対象とした、福祉に関する学び・体験の機会を確保することで、支援が必要となる方への理解促進を図ります。
④	町民誰もがそれぞれの実情にあった支援を受けることができるよう、支える仕組み、支えられる仕組み・環境を作っていきます。
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	【特会 介特】地域ケア会議推進事業	エ	障がいへの理解促進事業
イ	【特会 介護】介護予防普及啓発事業	オ	タクシーを利用した外出支援事業
ウ	【特会 介護】認知症総合支援事業	カ	たかもりACEプロジェクト事業

分野	G:経済的自立の実現		
施策	1「おいしい高森！」よろこび育む農業		
概要	農業が直面する「農地の荒廃化」と「担い手不足」といった課題の解決のために、農業者や地域農業団体等に対し、効率化、高付加価値化等の支援を行うことで農地の維持と担い手を確保し、町の基幹産業である“農業”の維持・発展を目指します。		
関係計画①	名称	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	期間 ~R15
	目的	農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、中心を担う効率的経営体の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保を目指す。	
	概要	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標、農業経営の改善に係る町の支援措置等を定めるもの	
関係計画②	名称	高森町農業振興地域整備計画	期間
	目的	無秩序な土地利用・開発を防止し、優良農地の確保・保全を図る	
	概要	町の農業振興地域と農用地区域を定め、農業生産基盤の整備及び開発、農用地等の保全の方向性を記したものの	
関係計画③	名称	地域計画	期間 ~R16
	目的	概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いの基で定め、地域農業の維持を図る	
	概要	地域の農業について将来の在り方を示した計画に目標地図を加えたもの	
担当課	産業課	関係課	建設課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 農業の担い手	所得目標(農業従事者一人あたり450万円/新規就農者250万円)を達成する経営体となる
(2) 子ども	職業としての農業に魅力を感じることができる
(3) 農地	耕作されている、耕作できる状態にある

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	地域計画に位置付けられた農地の保全や中心的な担い手の育成、農地の利用集積を図るため、地域計画に基づいた取組の実施と計画的な見直しを行います。
②	農作業の省力化や生産性の向上、また農業分野でのCO2削減に向けたスマート農業、スマート農機等の導入を促進します。
③	「市田柿発祥の里」としてのブランド化と気候変動への適応策の構築により、市田柿の生産量・生産者を確保します。
④	農業の担い手となりうる「半農・半X」などの農業との関わりの推進や子どもや若者世代が農業に関わる機会を設けることで、多様な担い手を確保します。
⑤	有害鳥獣による農業被害の減少に向けて、狩猟免許取得促進等新たな担い手の確保や耕作放棄地対策と一緒に取り組みます。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	農地維持活動支援事業	エ	有害鳥獣駆除等事業
イ	青年就農者定着支援事業	オ	
ウ	市田柿振興事業	カ	

分野	G:経済的自立の実現		
施策	2「続く営み、働く喜び」みんなが働きやすい町へ		
概要	事業者にとってやりたい仕事が続けられる、勤労者にとって働きやすい、求職者にとってなりたい職業、やりたい仕事が見つかる環境を整備支援する施策です。		
関係計画 ①	名称	先端設備等導入計画	期間 R7~R8
	目的	中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上や賃上げ促進のため	
	概要	設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。	
関係計画 ②	名称	創業支援等事業計画 (アントレプレナー支援制度)	期間 R7~R8
	目的	地域における創業の促進	
	概要	市区町村が民間の創業支援等事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定する。 法律認定を受けた創業支援等事業者のうち、一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人においては融資の際の信用保証枠の拡大等の支援策を活用することができます。	
関係計画 ③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	産業課	関係課	

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 事業者	雇用を確保し、安定して事業を継続できる
(2) 労働者	安心して働き続けながら、自分の夢を描きキャリアに関して自己実現できる
(3) 就職・起業希望者	この地域でなりたい職業の選択肢がある

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	事業者が雇用を確保し、安定して事業を継続できるよう商工会と綿密な情報共有と対話に努め、協働と適切な役割分担を基本に連携します。
②	町内企業が積極的に関わり、キャリア教育の充実を目指します。
③	リニアガイドウェイ用地については、開業延期に伴い産業用地としては先送りとなるため状況を注視しながら企業誘致を検討していきます。
④	人材不足解消に向けた人材確保について研究します。
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	商工会による商工業振興活動支援事業	工
イ	創業・企業支援事業	才
ウ		力

分野	H:持続可能な環境の実現		
施策	1「今より優しい生活」未来へつなぐ自然環境		
概要	高森町環境基本計画の将来像、「ふるさとの自然を育み、自然の恵みを活かして、人の暮らしを支えるまち」の実現を目指して、「ゼロカーボンの実現・自然環境の保全・循環型社会の構築と環境負荷の低減・環境に配慮した人材育成」に取り組みます。		
関係計画①	名称	第3次高森町環境基本計画	期間 R4～R11
	目的	高森町環境保全条例の理念を念頭に、高森町における将来の環境像を実現する。	
	概要	将来像の実現を目指して4つの柱を立て、町民・事業者・行政が目標の達成に向けて取り組む。町の環境に関する取り組みの基本となる計画。	
関係計画②	名称	高森町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)	期間 R4～R12
	目的	高森町の町民生活や事業活動等に伴って発生する温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策の推進を図る。	
	概要	町民・事業者・行政が中長期的に、再生可能エネルギー導入、省エネルギー対策、森林吸収量の増加等に取り組む。	
関係計画③	名称	一般廃棄物処理基本計画	期間 R3～R12
	目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、高森町内の一般廃棄物の処理に関して定める。	
	概要	町内から発生する一般廃棄物・生活排水の現状と今後の見込みや分別・処理方法、ごみの排出抑制のための方策等についてまとめた計画。	
担当課	環境水道課	関係課	全課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町民・事業者	ゼロカーボンへの関心を持ち、取り組みをする
(2) 町民	ごみに関心を持ち、排出を減らす
(3) 町民	環境分野に関心を持つ

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
基本	第3次環境基本計画に基づく環境施策の推進に取り組みます。
①	省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの普及、啓発活動を進めることで、町民・事業者の意識の高まりと、高森町から排出する二酸化炭素の削減を目指します。
②	「もったいない」の精神を大切にし、ごみの分別回収やリサイクルの取り組みを充実させ、1人1日あたりのごみ排出量について、全国トップクラスを維持します。
③	環境に配慮した行動ができる人づくりのため、将来を担う小中学生に対する環境教育を継続的に実施し、環境意識を育みます。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	地球温暖化防止推進事業	工
イ	一般廃棄物収集処理事業	才
ウ	環境学習推進事業	力

分野	H:持続可能な環境の実現		
施策	2「緑はいのちの源」森と林のメンテナンス		
概要	町の約 56%を占める森林に関し、山林所有者、地域、林業事業者が協力しながら将来にわたり持続可能な森林経営・維持管理をすすめます。		
関係計画①	名称	森林整備計画	期間 R5~R15
	目的	町が地域住民の理解と協力を得ながら、県や林業関係者と連携して、地域の実情に応じた森林整備を推進します。	
	概要	地域の特徴に基づき、森林整備の基本方針やゾーニング、施業方法、保護規範、路網整備の考え方を定めた長期的な森林づくりの構想です。	
関係計画②	名称	森林経営計画	期間
	目的	一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とします。(林野庁)	
	概要	「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。	
関係計画③	名称	里山整備方針	期間
	目的	森林づくり県民税を活用した「防災・減災」のための森林整備を目的とします。	
	概要	地域住民が主体的に里山整備に取り組む地域を知事が認定し、認定地域は「長野県森林づくり県民税」を活用した支援を受けられます。	
担当課	産業課	関係課	環境水道課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町内森林	高森町森林整備計画に基づき伐採、維持管理されている
(2) 段丘林	防災減災、景観、環境面などから適切に伐採、植林、維持管理されている
(3) 山林所有者	所有森林を放置することなく適切に維持管理する

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	森林経営管理制度により、放置され続け今後も更に荒廃が加速する懸念がある森林の保全・再生と、その所有者の意識改革を目指します。
②	森林環境譲与税を活用し、町の支障木、竹林整備等各種補助事業を活用できるよう周知しながら、山林所有者が適切に維持管理できるよう支援していきます。
③	有害鳥獣対策と合わせて段丘林の整備、緩衝帯の整備を進めます。
④	森林整備計画(後期計画)を見直し、計画的に森林整備が行えるよう進めます。
⑤	町内で搬出された木材が町内で加工され、薪や木質チップ等で消費循環できる仕組みづくりについて研究します。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	私有林整備支援事業	エ
イ	町有林保育事業	オ
ウ		カ

分野	I:安全・安心の実現		
施策	1「いつも備えて」災害に強いまちづくり		
概要	「自助・共助・公助」の各主体が、それぞれ防災備蓄の推進や防災意識・知識の向上を図り、平時の備えを拡充することで、有事の災害対応力を高めます。		
関係計画①	名称	高森町地域防災計画	期間 R6～
	目的	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)等に基づき、高森町に係る災害について、予防・応急対策・復旧対策を実施することにより、町民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。	
	概要	町の防災に係る基本方針を示す計画であり、各機関が具体的な行動計画を作成するための指針となる。常に有効な防災体制を構築し強化を図るため、最新の防災に関する知見に基づき随時見直しを行う。	
関係計画②	名称	地区タイムライン	期間 R5～
	目的	町内21自治会(自主防災組織)が災害時にとるべき防災行動について、時系列に整理した計画を平時から関係者間で共有しておくことで、組織として有事に慌てず確実に住民の命を守ることができる。	
	概要	自主防災組織が防災対策として自ら作成する「地区防災計画」を基本に、災害別(地震と風水害の2種類)に自主防災組織がとるべき防災行動を時系列に整理しまとめた計画。	
関係計画③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	総務課	関係課	全課

1. 施策の目的(R11 年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町民	自然災害や火災から自分と家族を守る(自助)
(2) 地域	自然災害や火災から地域住民を守る(共助)
(3) 町	自然災害や火災に備える(公助)

2. 目標

指標	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和 7 年度から 11 年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	「自らの命は自らが守る」を基本に、町民が自ら考え適切に命を守る行動がとれるよう、防災・減災に係る意識向上や知識習得を支援することで自助力の強化を図ります。
②	自主防災組織が取り組む防災活動に対して支援を行い共助力の向上を図ります。
③	災害時に行政が適切に本部機能を果たせるよう公助体制の強化を図ります。
④	地域防災の要である消防団が持続的に機能維持を図れる仕組みを構築します。
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	防災・減災対策事業	エ	地域防災組織支援事業
イ	地域消防施設整備支援事業	オ	「とうかい」防止対策事業
ウ	消防施設整備事業	カ	消防団運営事業

分野	I:安全安心の実現		
施策	2「蛇口からの安心いつまでも」水道水の安全・安定供給		
概要	施設の維持管理を徹底して行き、安心して使用できる水道サービスを提供します。また老朽施設の更新により耐震化を進め、安定した水道供給の確保と災害への強靱化を図ります。		
関係計画①	名称	水道ビジョン	期間 R6～R15
	目的	将来にわたって安全で安定した水道供給サービスを提供できるよう、中長期的な水道事業の将来像を描き、水道事業の全体的な方針を示す。	
	概要	人口減少や自然環境、老朽化した施設への対応を重視した計画で、耐震化を進めるとともに、地域の特性に合わせた効率的な水道事業を運営する。	
関係計画②	名称	水道事業基本計画	期間 R5～R19
	目的	水需要に対応するための水源確保、施設の更新と効率的な維持管理、自然災害への備え、経営の効率化、料金設定の適正化を目指す。	
	概要	水質管理や設備更新計画、持続可能な運営方針を定めた中長期的な計画で、地域の水需要予測や財政面の効率化も考慮し、災害時の対応を強化する。	
関係計画③	名称	アセットマネジメント	期間 R6～R45
	目的	老朽化した水道インフラの維持と更新を計画的に行ない、安全で安定した水の供給を将来的にも継続できるようにする。	
	概要	施設や管路の劣化状況やリスクを評価し、データに基づいた戦略的な計画を立てることで、コスト効率の高い運営を目指す。	
担当課	環境水道課	関係課	

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 水道施設	適正に維持管理され、計画的に修繕・更新を行い、安定した給水環境が整う
(2) 水道使用者	安心・安全な水がいつでも使える
(3) 水道事業	適切な費用負担により効率的な運営が確保される

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	水道使用者に安定した水を提供するために、施設の点検や修繕、更新を計画的に進め、施設の耐震を強化します。
②	アセットマネジメント計画から施設状況やリスク評価を基に維持管理を徹底し、機器の故障や漏水事故などを最小限に抑えます。
③	安定した水道サービスの提供に向け、水道料金の適正化に努めます。
④	効率的な水道事業を運営するために、広域連携を検討します。
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	水道維持管理事業	エ	
イ	水道整備・更新事業	オ	
ウ		カ	

分野	I:安全安心の実現		
施策	3:「循環する。きれいな水と衛生的な暮らし」持続可能な下水道事業の運営		
概要	人口減少下においても、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資することができる下水道事業運営を目指します。(下水道法第1条)		
関係計画①	名称	下水道全体計画	期間 R6~R27
	目的	この計画に基づき、効率的かつ計画的に下水道の整備を進めることで、地域住民の生活環境向上や水質保全を目的とする。	
	概要	地域の快適な生活環境の整備と公共水域の水質保全を図るために立案した、下水道の整備に関する総合的な計画。	
関係計画②	名称	下水道事業経営戦略	期間 R6~R15
	目的	下水道全体計画と現実の整合性を図り、経営改善策を実施する。	
	概要	下水道事業について財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するための中長期的な経営指針。	
関係計画③	名称	ストックマネジメント計画	期間 R4~R8
	目的	予防保全型の施設管理を実現する。	
	概要	明確かつ具体的な施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づく点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定したもの。	
担当課	環境水道課	関係課	

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 生活環境	汚水が適切に処理され、衛生的に保たれる
(2) 下水道施設	効率よく長く使えるようになる
(3) 下水道事業	健全で持続可能な形で実施される

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	公共用水域へ放流される下水処理水の水質管理を行います。
②	下水道施設の最適化と長寿命化を行います。(モノ)
③	収入と支出の両面から経営健全化に取り組み、下水道使用料の適正化を図ります。(カネ)
④	下水道職員や技術力の不足に備えた組織づくりと業務の最適化を行います。(ヒト)
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	下水道維持管理事業	工	農集排建設改良事業
イ	下水道整備・更新事業	オ	浄化槽補助事業
ウ	農集排維持管理事業	カ	

分野	I:安全・安心の実現		
施策	4「安全・便利で心地よい」いつも快適住環境		
概要	町が管理する道路・水路・公園利用者の利便性や安全性向上を図るため、施設の新設・改修や維持管理を行い、町民の快適な住環境の確保に努めます。		
関係計画 ①	名称	高森町橋梁長寿命化修繕計画	期間 R6～R10
	目的	将来的な財政負担の低減、橋梁補修費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図る目的とする。	
	概要	定期点検結果に基づき、従来の事後的な修繕や架替えから予防保全的な修繕や計画的な架替えを行うことで橋梁の長寿命化とLCC(ライフサイクルコスト)の縮減を図る計画。定期的に計画を見直し目的の達成を目指す。	
関係計画 ②	名称	高森町道路舗装修繕計画	期間
	目的	道路舗装の老朽化による補修や更新費用を平準化し、道路の安全性や信頼性を確保することを目的とする。	
	概要	町が管理する主要な18路線を交通量によりグループ分けし、路面の損傷状態等に基づき優先順位付けを行い維持管理や更新を行うことでLLC(ライフサイクルコスト)の縮減を図る計画。	
関係計画 ③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	建設課	関係課	

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町内の道路・水路・公園の利用者	便利で安全に利用できる
(2) 道路・水路・公園	計画等に基づき、着実な事業進捗が図られている
(3)	

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	現在の道路ビジョンに基づき実施中の町道 I -1号線拡幅改良(歩道設置)事業の完了と令和7年度事業化予定の町道 I -6号線の拡幅改良事業の事業進捗を図るとともにリニア開通を見据えた広域的幹線道路網との接続や地区内道路の在り方を盛り込んだ次期道路整備計画策定に取り組みます。
②	橋梁長寿命化修繕計画に基づく判定区分Ⅲの橋梁の解消や幹線道路の舗装修繕を実施することにより道路ネットワークの安全性確保を図るとともに地区計画要望に基づき道路・水路施設の適切な維持管理に努めます。
③	各公園遊具の大規模改修等は概ね前期で終了したため、安全性の確保を大前提にしたうえで利用者に不便等を感じさせない細やかな維持管理に努めるとともに、公園管理の指定管理制度も含めた将来の公園のあり方について検討をはじめ、一定の方向性を示します。
④	
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	町道維持修繕事業	工	橋梁整備事業
イ	町道 I -6号線拡幅改良事業	オ	公園管理事業
ウ	町道 I -1～230号線拡幅改良事業	カ	

分野	I:安全・安心の実現		
施策	5「わたしが守る、みんなで守る。」安全で安心して暮らせるまち		
概要	交通事故や犯罪の脅威から町民の生命や財産、安全で安心な暮らしを守るため、必要な環境整備や住民の交通安全・防犯に対する意識向上に係る取り組みを実施します。		
関係計画①	名称	高森町交通安全条例	期間 H10.10.1 施行
	目的	高森町における交通安全の確保に関する基本的理念と施策の基本を定めることにより、町民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。	
	概要	町の交通安全推進に係る町民や町の役割を明確化し、町民の自主的かつ積極的な推進活動の重要性と、町による環境整備や支援の在り方等を示したものの。	
関係計画②	名称		期間
	目的		
	概要		
関係計画③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	総務課	関係課	建設課、教育委員会事務局

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町民	交通事故が少なく治安も保たれ、安全な環境で安心して暮らせる
(2) 町民主体の防犯・交通安全団体	町や警察等と協力して、町内の交通安全や防犯に対する意識を高めつつ、持続可能な体制維持・組織運営を実現している
(3) 町	地域の協力を得て交通安全及び防犯に寄与する施設を整備・維持管理する

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	町民が交通安全や治安維持に関心をもち自分事として捉えられるよう、関係団体・機関と協力して啓発・教育活動等を展開します。
②	地域や町民主体の関係団体等が取り組む交通安全や治安維持に係る活動に対して支援を行います。
③	警察や道路管理者等の関係機関と緊密に連携を図り、効果的な交通事故防止や犯罪抑止策等を講じます。
④	地域の協力を得ながら、交通安全施設や防犯施設の整備や維持管理を図ります。
⑤	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	交通防犯指導員会運営事務	工	交通安全施設維持管理整備事業
イ	交通安全協会運営支援事務	オ	防犯施設維持管理整備事業
ウ	交通安全住民大会開催事業	カ	

分野	J:自立する行財政の実現		
施策	1「あなたに届く あなたから届く」情報発信		
概要	より暮らしやすいまちにするためには、町民が町の情報を知り理解したうえで、町へ思いを届けられる必要があります。そのために、町の情報がきちんと町民に伝わり、町民が必要な情報をいつでも受け取れる状態を目指すとともに、町民が思いを町へ届けやすい状態を目指します。		
関係計画①	名称		期間
	目的		
	概要		
関係計画②	名称		期間
	目的		
	概要		
関係計画③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	総務課	関係課	全課

1. 施策の目的(R11 年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町民	いつでも町へ思いを届けることができる
(2) 町民	必要な町の情報を知ることができる
(3)	

2. 目標

指標	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和 7 年度から 11 年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	町からの情報は「伝えるより」も「伝わる」を重視し、町の情報がどなたにも共有されている状態を目指します。
②	町民が町への意見を届けやすい環境づくりを進めます。
③	

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	広報誌発行事業	エ	自主放送番組制作事業
イ	ホームページ管理運営事業	オ	文書発送事務
ウ	SNS 管理運営事業	カ	

分野	J:自立する行財政の実現		
施策	2「充実した暮らしのために」健全で安定した財政運営		
概要	将来にわたって健全で持続可能な財政運営を実行するため、町税や交付税等収入の安定的確保と計画的かつ効率的・適正な執行を行います。		
関係計画 ①	名称	公共施設等総合管理計画・個別施設計画	期間 H30～R9
	目的	公共施設等の統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで施設の更新等に係る財政負担を軽減し、また公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進する。	
	概要	町が保有する公共施設等の老朽化等の現状と、将来にわたっての長寿命化・改築、統廃合に係る方向性を示す。	
関係計画 ②	名称	予算執行方針、財政当初予算ヒアリング資料	期間 毎年
	目的	当初予算予定と将来の見通しを作成することで適正な財政運営を行う。	
	概要	毎年の当初予算の予定と将来の実質公債費比率の推計や起債額等の見通しを作成することで適正な財政運営を行う。	
関係計画 ③	名称		期間
	目的		
	概要		
担当課	総務課	関係課	全課

1. 施策の目的(R11年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 町の財政	計画的・効率的に運営される
(2) 町有財産	計画的に維持管理され、更新される
(3)	

2. 目標

指標	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和7年度から11年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	最少の経費で最大の効果を得られるよう選択と集中による事業の見直しを継続し、適正な規模の予算編成を行います。
②	町税及び税外収入の適正賦課と期限内徴収に取り組むとともに、意義と役割、納付の義務を啓発します。
③	交付金、補助金、有利な起債の活用、ふるさと納税等の収入を安定的に確保します。
④	町の財産(インフラ含む)の計画的な整備、統廃合、長寿命化、処分等を進めます。
⑤	人口減少による財政状況の変化などの影響を把握し、必要な備えを行います。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	予算の編成と執行管理事務	エ	町税徴収事務
イ	町有財産(土地・建物)維持管理事業	オ	町県民税賦課事務
ウ	公会計整備事務	カ	

分野	J:自立する行財政の実現		
施策	3「町民の夢や希望を支え、後押しする」持続可能な役場組織		
概要	役場の運営に必要な職員数を確保し、町の将来像の実現に主体的に貢献する意欲と姿勢も持った職員を育成することを通じて、将来にわたって必要な事業に取り組むことのできる持続可能な役場組織を継続的に整備します。		
関係計画①	名称	高森町定員管理計画	期間 R6～R15
	目的	持続可能な役場組織とするため、職員数の計画的な確保の目標を示す	
	概要	年度ごとの職員(正規職員・会計年度任用職員)数の確保目標を示したもの	
関係計画②	名称	高森町人材育成基本方針	期間 R6～適宜見直し
	目的	町の将来像やあるべき組織の姿に主体的に貢献する意欲や姿勢を持つ職員を育成するための基本的な考え方を示す	
	概要	あるべき組織の姿、目指すべき職員像及び職層ごとに求められる能力と役割を整理し、「人材の育成」「人材の確保」「職場環境の整備」の3点を中心に据えて、当町の人材育成の基本的な方針を示したもの	
関係計画③	名称	高森町 DX 推進計画	期間 R4～R9
	目的	町民の利便性向上、職員の業務効率向上のため町の方向性を示す	
	概要	町民の利便性向上、職員の業務効率化のため、町の推進体制及び取り組み内容を示したもの	
担当課	総務課	関係課	

1. 施策の目的(R11 年度末)

施策の対象(誰、何が)	意図(どのようになる)
(1) 職員	全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行する
(2) 職員数	適正な水準を保つ
(3) 職員	組織に愛着を持ち、主体的に業務に取り組む

2. 目標

指標	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度 目標
施策実現のための主な事務事業の評価	点	100	100	100	100	100

3. 計画期間(令和 7 年度から 11 年度)の基本方針

計画期間の基本方針	
①	事業の実施にあたっては、法令や町の例規に従って適時適切に執行するとともに、社会情勢や町民意識の変化に柔軟に対応しながら必要な見直しを実施します。
②	定員管理計画に基づき、計画的に職員を確保します。
③	人材育成基本方針に掲げた取り組みを着実に実施することを通じて、エンゲージメントの高い職員を育成します。なお、社会情勢等に変化が生じた場合は、取り組みの内容を適宜修正します。
④	職員の人事給与管理、健康診断やメンタルケアを含む労務管理を法令に従って適切に行うとともに、研修等を通じて職員のハラスメント防止に関する意識の醸成を図ることを通じて、誰もが安心して働くことのできる職場環境を整備します。
⑤	町民の利便性向上、職員の業務効率向上のための DX 化を推進します。

4. 施策目的達成のための主な事務事業

ア	職員採用・定員管理事務	工	職員健康診断実施事業
イ	職員の人事及び給与等の管理事務	オ	DX 推進事業
ウ	職員の研修に関する事務	カ	